

職員組合交渉概要	
交渉日時	平成 29 年 10 月 3 日 (火) 13:30~13:45
提案概要	・平成 29 年度人事院勧告に基づく給与改定の概要説明
労使の別	主張の要旨
市	<p>1. はじめに</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 29 年度人事院勧告に基づく給与改定 <p>平成 29 年度の人事院勧告については、昨年度の勧告と同様に給料及び勤勉手当についての増額の勧告となっている。今後、千葉県人事委員会より人事院勧告と同様の給料及び勤勉手当についての増額勧告がなされた場合には、早期妥結のため書面による妥結のご回答方法についてご検討いただきたい。なお、早期妥結をいただき、11 月議会において条例改正手続を行いたいと考えている。</p> <p>2. 人事院の給与勧告の説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ●人事院勧告による「給与勧告の骨子」資料に基づき説明。 <p>今年度の人事院勧告の内容は、「月例給、ボーナス共に引上げ」</p> <p>【月例給】（給与勧告の骨子Ⅱを参照）</p> <p>民間給与との較差（0.15%）を埋めるため、俸給表の水準を引き上げるとともに、給与制度の総合的見直しにおける本府省業務調整手当の手当額の引上げ</p> <p>(1) 行政職俸給表（一）は、総合職試験、一般職試験（大卒程度）及び一般職試験（高卒者）採用職員の初任給を 1,000 円引上げ。若年層についても同程度の改定。その他は、それぞれ 400 円の引上げを基本に改定（平均改定率 0.2%）。その他の俸給表も行政職俸給表（一）との均衡を基本に改定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・佐倉市においても、一般職給料表対象者以外の業務職給料表対象者も同様に引上げ対象と考えている。 ・実施月は平成 29 年 4 月 1 日 <p>(2) 本府省業務調整手当の手当額を引上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・佐倉市では該当無し <p>(3) 初任給調整手当（医療職俸給表の改定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・佐倉市では該当無し <p>【ボーナス】（給与勧告の骨子Ⅱを参照）</p> <p>ボーナスを引上げ（0.1 月分）、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分。民間の支給割合に見合うように引上げ（4.3 月から 4.4 月分）に引上げる内容。</p> <p>実施時期については、月例給が平成 29 年 4 月 1 日、ボーナスが法律の公布日となることから、妥結いただければ 11 月議会に給与改定に係る条例案を提出。可決された場合は、12 月までの給料引上げ分と平成 29 年 12 月期の勤勉手当引上げ分 0.1 か月分は 1 月上旬に差額として支給する予定。</p>

	<p>【給与制度の総合的見直し】（給与勧告の骨子Ⅲを参照）</p> <p>国家公務員給与における諸課題に対応するため、平成26年の勧告時において、地域間の給与配分、世代間の給与配分及び職務や勤務実績に応じた給与配分の見直しを行うこととし、平成27年4月から3年間で俸給表や諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直しを実施。</p> <p>人事院勧告において、55歳を超える職員の俸給表等の1.5%減額支給措置及び俸給表水準の引下げの際の経過措置については、平成30年3月31日をもって廃止。県の人事院勧告にもよるが、佐倉市においても、55歳を超える職員の給料等の1.5%減額支給措置及び給料表水準の引下げにおける保障給の経過措置については、平成30年3月31日に廃止と条例に記載されているため、こちらは予定どおりの実施となる見込み。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本府省業務調整手当の手当額については、佐倉市にはない手当。 ・（給与勧告に）経過措置の廃止等に伴って生ずる原資の残余分を用いて、若年層を中心に、平成27年1月1日に抑制された昇給を回復することとし、平成30年4月1日において37歳に満たない職員の号俸を同日に1号俸上に調整と記載されていることについては、佐倉市では平成27年1月1日には昇給を抑制していないため、対象外となる。
組合	千葉県人事委員会勧告が同内容であった場合、説明のあったとおりの給料表の改定と一時金支給月数の引き上げを行うという理解でよいか。
市	その理解で間違いない。
組合	県の勧告が出された後、その内容を確認し、書面にて回答という形にさせていただく方向で進める。
組合	（補足）人事院の勧告と県の勧告の内容に差異があった場合には、改めて部長交渉を要求し、その中で協議し回答をさせていただく。
市	承知した。